

宮崎県家畜・鶏改良増殖計画

令和8年3月

宮 崎 県

目 次

I	家畜及び鶏の改良増殖の目標	
1	乳用牛	1
2	肉用牛	4
3	豚	8
4	卵用鶏	12
5	肉用鶏	14
6	地鶏「みやざき地頭鶏」	16
7	馬	19
II	計画の期間	21
III	種付け又は家畜人工授精の用に供する家畜及び鶏の雄で優良な血統、能力及び体型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項	21
IV	家畜改良増殖施設の整備拡充に関する事項	21
V	家畜の能力検定の実施及び改善に関する事項	22
VI	講習会、共進会等の開催その他家畜改良増殖技術の改良及び普及に関する事項	22

I 家畜及び鶏の改良増殖の目標

1 乳用牛

(1) 基本方針

酪農経営の生産性向上を図るため、経産牛1頭当たりの乳量と生涯生産性の向上に重点を置き、遺伝的能力の改良を推進する。

併せて、飼養衛生管理基準の遵守及び飼養管理技術の改善を推進し、乳用牛の遺伝的能力を最大限発揮させることとし、能力等に関する目標を次のとおりとする。

(2) 改良目標

① 能力

ア 乳量

生産性向上及び乳用牛の生涯生産性を高めるため、繁殖性をはじめ、各形質との全体的なバランスを確保した上で乳量の改良を推進する。

イ 乳質

消費者ニーズに即した良質な生乳が牛乳・乳製品の多様な用途に安定的に仕向けられるよう、乳脂率及び無脂乳固形分率について維持することを基本とする改良を推進するものとする。

また、生乳の体細胞数などの品質が向上するよう良質粗飼料の給与等を含めた飼養管理の高度化や乳質管理にも取り組むよう努めるものとする。

ウ 繁殖性

初産月齢の早期化を図るとともに、経営内における分娩間隔が長期化している個体の把握とその状態に応じた適正な飼養管理の励行により長命連産を推進し、分娩間隔の適正化を図る。

【表】能力に関する目標数値

区 分	品 種	乳 量	乳脂率	無脂乳固形分率	乳蛋白質率	初 産 月 齢
現 在	ホルスタイン	kg 8, 1 8 8	% 4. 0	% 8. 8	% 3. 4	か月 2 5. 6
目 標 (令和17年度)	ホルスタイン	9, 2 0 0	4. 0	8. 8	3. 3	2 4. 0

[注]

1) 現在の乳量は、牛乳乳製品統計及び畜産統計により算出したものである。

2) 現在の乳脂率、無脂乳固形分率、乳蛋白質率、初産月齢は、乳用牛群能力検定成績によるものである。

② 体型

生涯生産性の向上を促進するため、泌乳能力や強健性に富み、供用期間の延長等が可能となる乳器や肢蹄に着目した改良を推進する。

③ その他

ア 発育が良く、強健で、耐暑性など西南暖地への環境適応性が高く、飼料の利用性の良いものとする。

イ 飼養管理の省力化等多様な経営に対応するため、搾乳ロボット等に対応した乳頭配置や体高、放牧適応性にも配慮する。

(3) 能力向上に資する取組

① 改良手法

乳用牛群能力検定の加入促進と得られた情報の積極的な利活用を図り、個体能力を把握するとともに、独立行政法人家畜改良センターが実施する遺伝能力評価に基づく総合的に遺伝能力が高い種雄牛の利用を推進することを基本とし、性判別技術（性判別精液や性判別受精卵）を活用した優良後継牛の効率的な生産を促進する。

また、乳用牛群能力検定とともに提供されているゲノミック評価も含めた情報を生産者に活用していただくため、乳用牛改良増殖推進事業（遺伝的能力向上対策）の利用や、情報取得の方法について生産者へ案内し、利用促進する。

② 飼養管理

ア 乳用牛の遺伝的能力を十分に発揮させ、酪農経営の生産性を向上するためには、経営内における個体ごとの能力や乳質、繁殖成績等の適正な把握が重要であることから、引き続き、乳用牛群能力検定から得られる情報を基に、飼養管理の改善を促進するとともに、スマート農業技術等を活用した飼養管理・繁殖管理の効率化を推進するものとする。

イ 生産コストの低減や国産粗飼料の活用による飼料自給率の向上を図るため、耕畜連携による稲WC S等の粗飼料や飼料用米の利用、地域の未利用資源の活用を推進するとともに、コントラクターやTMRセンターの活用による分業化を推進するものとする。

加えて、飼料利用性の向上を図るため、飼料及び土壌分析等の実施による施肥等栽培管理の改善を推進する。

また、ボディコンディションスコアに基づく個体管理やケトン体検査などを活用し、牛の体調変化を把握した最適な飼料給与を行うことを推進する。

ウ 乳用牛の遺伝的能力を十分に発揮させ、生涯生産性の向上を図るためには、牛を快適な環境で飼養することが重要であることから、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知）及び「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け5畜産第1063号）の周知及びその普及を推進するものとする。

エ 年々進行する地球温暖化への対応として、畜舎等の暑熱対策に取り組むこととあわせて、持続可能な酪農経営を実現するため、温室効果ガス削減対策や堆肥の高品質化による有効活用など、環境負荷の低減を図る取組を推進するもの

とする。

③ 衛生管理

家畜疾病の発生予防及びまん延防止のため、生産者における飼養衛生管理基準の遵守の徹底について指導する。加えて、生産農場における衛生管理を向上させる農場HACCPやGAP等の生産工程管理の普及を推進し、安全で良質な生乳の供給により、消費者の信頼確保を図るとともに、乳房炎の減少等による生産性の向上を推進するものとする。

(4) 増殖目標

牛乳乳製品の安定的な供給を確保するため、需要動向に即した生産を行うことを基本として、総頭数は11.7千頭とする。

2 肉用牛

(1) 基本方針

「太りやすく、飼い易く、肉質の良い」「宮崎牛」の銘柄確立のため、その特色とされる肉色の良さ、モモ抜けの良さ、旨みを次世代に継承するとともに、遺伝的能力の改良により、繁殖性や産肉性の高い肉用牛集団を形成する。

また、これまで蓄積した遺伝的多様性の維持・確保に努めるとともに、牛肉の消費動向を踏まえた新たな価値の創出や収益性の高い効率的な肉用牛生産を推進することで本県肉用牛の改良・増殖基盤の強化を図る。

(2) 改良目標

① 能力

ア 種雄牛の能力

増体能力及び飼料利用性の遺伝的能力の向上に努めるとともに、MUFAなどの脂肪の質をはじめとする食味の向上に重点を置いた選抜に取り組む。

【表】黒毛和種種雄牛の能力に関する目標数値（現場後代検定）

区 分	1日平均増体量	脂肪交雑
現 在	kg/日 0.94	BMS No. 9.8
目 標 (令和17年度)	0.95	現状維持

[注]

- 1) 現在値は、令和5年度から令和7年度の検定牛249頭の平均値である。
- 2) 目標は、出荷月齢を約28か月とした時の数値である。

イ 繁殖雌牛の能力

強健で粗飼料の利用性に富み、繁殖能力及び哺育能力に優れた繁殖雌牛集団を形成し、飼養管理技術の改善により分娩間隔の短縮に努める。

【表】繁殖能力に関する目標数値

区 分	初産月齢	分娩間隔
現 在	か月 24.8	か月 13.5
目 標 (令和17年度)	現状維持	12.5

[注]

- 1) 現在の分娩間隔は、繁殖雌牛の全ての産歴を含んだ平均分娩間隔である。
- 2) 目標の分娩間隔は、目標年度の直近の分娩における分娩間隔である。

ウ 肥育牛の能力

肥育開始月齢の早期化や増体及び産肉能力の改良を推進するとともに、飼養管理技術の改善に努め、出荷月齢を短縮しながら、きめ・しまりなどの肉質の向上を図る。

【表】 去勢肥育牛の能力に関する目標数値

区 分	品 種	終了時 月 齢	終了時 体 重	1日平均 増 体 量	肉質等級 4、5率
現 在	黒毛和種	29.5 か月	808 kg	0.81 kg	94.7 %
	交 雑 種	25.8	831	0.96	—
	乳 用 種	19.3	781	1.28	—
目 標 (令和17年度)	黒毛和種	27.0	775	0.86	現状維持
	交 雑 種	24.0	835	1.05	—
	乳 用 種	18.0	785	1.45	—

② 体型

前肋の張り並びに体深・体幅・体長の更なる充実を図り、体積・均称に優れ、資質・品位に富み、骨繋り良く、繁殖能力が高く、飼いやすい体型を目指すとともに、斉一性の更なる向上を図る。

【表】 黒毛和種の体型に関する目標数値（繁殖雌牛）

区 分	体 高	胸 囲	胸 深	かん幅	体 重
現 在	129.1 cm	181.9 cm	66.5 cm	46.7 cm	459.7 kg
目 標 (令和17年度)	129.0 cm	185.0 cm	67.2 cm	47.0 cm	470.0 kg

[注]

- 1) 現在値は、登録時（19.7か月齢）の測定値である。
- 2) 目標値は、19.0か月齢時点の数値である。

③ 改良手法

ア 種雄牛の作出

遺伝的能力評価に基づき選定された改良基礎雌牛に基幹種雄牛を計画的に交配し、産子調査及び産肉能力検定（直接検定、現場後代検定等）に基づく選抜

を行い、優れた種雄牛の作出に努める。

イ 優良雌牛群の整備と増殖

ゲノミック評価を含めた遺伝的能力評価に基づく改良基礎雌牛群の整備を図るとともに、優良雌子牛の保留と低能力雌牛の更新を促進し、繁殖雌牛群全体の能力の向上を図る。

ウ 新たな改良形質の追求

食味の向上を図るため、食肉脂質測定装置やゲノミック評価の活用により、MUF A（オレイン酸などの不飽和脂肪酸）等に関する育種改良について追求する。

さらに、雄牛側からの繁殖性等に関する育種についても追求する。

エ 多様な遺伝資源の確保

和牛の遺伝的多様性を確保するため、遺伝的特徴を有する系統を掘り起こし発育性、強健性、抗病性の改善など、将来の和牛の改良ニーズに対応する。

オ 改良推進体制

優良種牛の効率的な生産、利用を図るため、人や組織が連携した体制のもと、各種生産情報の収集・分析体制の整備を行うとともに、受精卵移植やDNA解析技術等の活用にも努める。

④ その他

直接検定牛については、検定前に遺伝的不良形質の保因状況を検査し、保因牛でないものを選定する。

(3) その他

① 飼養管理

ア 繁殖雌牛については、1年1産に近づけるため、適正な栄養管理、適度な運動の実施、スマート農業技術の活用、暑熱対策等により、確実な発情発見や適期授精を行うとともに、分娩事故や子牛の事故率の低下に努めるものとする。

イ 生産コストの低減や国産粗飼料の活用による飼料自給率の向上、良質な粗飼料の安定確保を図るため、耕畜連携による稲WC S等の粗飼料や飼料用米の利用、耕作放棄地等での放牧による未利用草地資源の活用を推進するとともに、コントラクターやTMRセンターの活用による分業化を推進するものとする。

ウ 肉用牛の遺伝的能力を十分に発揮させ、生産性の向上を図るためには、牛を快適な環境で飼養することが重要であることから、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知）及び「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け5畜産第1064号）の周知及びその普及を推進するものとする。

② 衛生管理

家畜疾病の発生予防及びまん延防止のため、生産者における飼養衛生管理基準の遵守の徹底について指導するとともに、生産農場における衛生管理を向上させる農場HACCPやGAP等の生産工程管理の普及を推進するものとする。

(4) 増殖目標

担い手の減少等により生産基盤が縮小するなか、遺伝的能力評価に基づく優良な繁殖雌牛への更新や各種データに基づく営農指導の強化を図ることより、繁殖雌牛の生産性向上を図るとともに、繁殖センターやコントラクター組織を核とした分業化の取組等、肉用牛経営の持続性を確保する施策を進めることで、総頭数の目標を246千頭とする。

3 豚

(1) 基本方針

国際化の進展等に対応した競争力のある豚肉生産を推進するため、民間種豚場等における純粋種豚の繁殖能力や肉質を含めた産肉能力の向上に重点を置いた改良を推進するとともに、産肉能力を十分に発揮させるための飼養管理技術の確立や飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図り、特色ある豚肉の生産に資することとし、能力等に関する目標を国に準じて次のとおり設定する。

(2) 改良目標

① 能力

ア 繁殖能力

1 腹当たり育成頭数や子豚総体重等の繁殖・ほ育能力の向上に着目した改良を推進する。

肥育素豚生産用母豚においては、肥育素豚の効率的な生産を図るため、連産性等繁殖能力が高く、肢蹄等の強健性に優れた母豚の生産に努める。

【表1】純粋種豚の能力に関する目標数値（全国平均）

区 分	品 種	繁 殖 能 力	
		1 頭当たり 育成頭数	1 頭当たり 子豚総体重
現 在	ランドレース	10.2 頭	61 kg
	大ヨークシャー	10.4	62
	デュロック	7.8	43
	バークシャー	7.7	46
目 標 (令和17年度)	ランドレース	11.2	66
	大ヨークシャー	11.4	68
	デュロック	8.3	45
	バークシャー	8.2	48

[注]

- 1) 繁殖能力の数値は、分娩後3週齢時の母豚1頭当たりのものである。
- 2) 繁殖能力及び産肉能力の数値（飼料要求率を除く。）は、一般社団法人日本養豚協会が行う遺伝的能力評価事業で雌雄の個体のデータを収集したものである。
- 3) 現在値は、令和3～5年度に収集したデータの平均値である。

【表2】肥育素豚生産用母豚の能力に関する目標数値（全国平均）

区 分	1 腹当たり 生産頭数	育 成 率	年間 分娩回数	1 母豚当たり 年間離乳頭数
現 在	頭/腹 11.8	% 90	回 2.3	頭/母豚 24.2
目 標 (令和17年度)	12.6	95	2.3	27.5

[注]

- 1) 育成率及び1母豚当たり年間離乳頭数は、分娩後3週齢時のものである。
- 2) 肥育素豚生産用母豚の能力は、交雑種のものとする。なお、算出に用いたデータには海外産ハイブリッドも含む。
- 3) 現在値は、令和2～4年度に収集したデータの平均値である。

イ 産肉能力

飼料利用性の向上による生産コストの低減を一層推進する観点から、引き続き飼料要求率の向上を図るとともに、飼料利用性と増体能力には一定の相関が認められることから、増体性に関しても遺伝的能力の向上を図る。

また、脂肪が適量かつ良質で、斉一性の高い豚肉の生産を目指すとともに、効率的な肥育を行うため、品種の特性に応じた適正な日齢及び体重での出荷に努めるものとする。

ロース芯の面積については、流通・消費者ニーズ等を踏まえ、各品種とも現状と同程度の水準を維持する。なお、交配用の雄として主に利用されているデュロック種については、ロース芯筋肉内脂肪含量を増加させる方向で改良を進め、肉質面での差別化を図る。

背脂肪層の厚さについては、デュロック種を除き、現状と同程度の水準を維持するものとする。

【表3】純粋種豚の能力に関する目標数値（全国平均）

区 分	品 種	産 肉 能 力				
		1 日平均 増 体 量		飼 料 要 求 率	ロース 芯 の 面 積	背脂肪 層 の 厚 さ
		0- 105kg	30- 105kg			
現 在	ランドレース	g 652	g 852	3.1	cm ² 32	cm 2.1
	大ヨークシャー	674	907	3.0	32	2.0
	デュロック	746	1,037	2.9	33	2.8
	バークシャー	542	728	3.2	29	1.8

目 標 (令和17年度)	ランドレース	690	910	3.0	32	2.1
	大ヨークシャー	700	950	2.9	32	2.0
	デュロック	780	1,100	2.8	33	2.5
	パークシャー	560	745	3.1	29	1.8

〔注〕

- 1) 現在値は、令和2～4年度に収集したデータの平均値である。
- 2) 1日平均増体量の数値は、実際の改良の現場で、生時を体重0kgとして算出した105kgまでの間の値と、30kgから105kgまでの間の値の両方が使用されているため併記。なお、30kgから105kgまでの間の値は、0kgから105kgまでの間の値から推計したものである。
- 3) 飼料要求率の数値は、体重30kgから105kgまでの間の1日平均増体量と飼料要求率の関係をもとに推計した値である。(パークシャー種については実測値。)
- 4) ロース芯の面積及び背脂肪層の厚さは、体重105kg到達時における体長2分の1部位のものである。

【表4】肥育豚の能力に関する目標数値（全国平均）

区 分	出荷日齢	出荷体重	飼料要求率
現 在	184 日	114 kg	2.9
目 標 (令和17年度)	180	120	2.8

② 体型

能力の向上を支えるため、強健で肢蹄が強く、発育に応じて体各部の均称がとれ、供用年数が長く飼養管理の容易なものとする。また、引き続き肢蹄に関する評価指標のデータの収集・分析を進めるとともに、改良現場での実践に向け判定の均一化・精度向上を図る。そのほか、体型に関する簡易な評価が可能な改良形質について引き続き検討する。

③ 改良手法

育種価を基礎とした選抜を行いつつ、能力や斉一性の高い系統の造成や開放型育種により優良種豚群の改良を推進する必要がある。

また、独立行政法人家畜改良センターや民間の種豚生産者等、各関係者の広域的な連携体制を構築し、遺伝的能力に関するデータベース化や情報分析等による効率的かつ効果的な改良を進め、種豚の能力向上とその活用を促進することにより、農家レベルでの更なる生産性の向上に努めるものとする。

(3) その他

① 飼養管理

ア 遺伝的能力を十分発揮させるために、適切な飼養管理を徹底することにより、生産性の向上に努める。また、作業の効率化や省力化、低コスト化を図るため、

スマート農業技術等の活用を推進するほか、ベンチマーキング等のデータの活用を推進する。

イ 特色ある豚肉生産や一層の生産コスト低減を図るため、食品残さ等未利用資源の利用や飼料用米の利用を推進するものとし、飼料化のための低コスト技術の開発やその普及定着に努め、ブランド化、差別化を推進する。

ウ 飼養豚の遺伝的能力を十分に発揮させ、生産性の向上を図るためには、豚を快適な環境で飼養することが重要であることから、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知）及び「豚の飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け5畜産第1065号）の周知及びその普及を推進するものとする。

エ 暑熱による繁殖成績及び肥育成績の低下への対策として、近年の気候変動を考慮した適切な換気、断熱効果の高い畜舎設計や塗料等の利用及び送風設備やクーリングパッドなどの冷却設備、細霧装置の設置などについて、効果の検証等を推進するものとする。

② 衛生管理

家畜疾病の発生予防及びまん延防止のため、生産者における飼養衛生管理基準の遵守の徹底について指導するとともに、さらなるバイオセキュリティの向上及び定期的な衛生検査による飼養豚の疾病の保有状況の把握を進めるためにも、農場HACCPやGAP等の生産工程管理の普及やオールイン・オールアウトの導入等の衛生対策を推進するものとする。

[注] オールイン・オールアウトとは、豚の収容施設を空にして新たな豚群を一度に導入して一定期間飼養し、一度に出荷する飼養管理方式のことである。豚群の出荷のたびに、収容施設の水洗・消毒・乾燥を徹底することで病原体が減少し、豚群の健康維持、事故率低減及び生産性向上を図る。

（４）増殖目標

豚肉の需要動向に留意した生産を行うことを旨として、総頭数は670千頭とする。

4 卵用鶏

(1) 基本方針

多様な消費者ニーズに対応した鶏卵の安定供給を図るため、遺伝的能力の改良の推進と併せて、飼養衛生管理基準の遵守及び飼養管理技術の改善を図るとともに生産コストの低減に努めることとし、能力等に関する目標を国に準じて次のとおり設定する。

(2) 改良目標

① 能力

ア 日産卵量の低下につながらないように留意しながら、現在の飼料要求率を維持する。

イ 飼料要求率を維持しながら、産卵率を改善するとともに、卵重量については、現状の水準を維持する。また、卵重量については、初期卵重で十分な卵重量を確保できるよう、50%産卵日齢を設定するとともに、産卵率の改善に当たっては、長期にわたり高い産卵性を維持できるよう考慮するものとする。

【表】卵用鶏の能力に関する目標数値（全国平均）

区 分	飼 料 要求率	産卵率	卵重量	日産卵量	50%産 卵日齢
現 在	1.93	88.4%	61.7g	54.6g	147日
目 標 (令和12年度)	1.9	89	61～ 65	54～ 58	144

[注]

- 1) 日産卵量は、卵重量に産卵率（一定の期間における鶏群の産卵個数をその期間の鶏群の延べ羽数で除した数値）を乗じた数値である。
- 2) 50%産卵日齢は、鶏群の半数の鶏が産卵を開始する日齢である。
- 3) 飼料要求率は、鶏卵1kgを生産するために必要な飼料量である。
- 4) 産卵率、卵重量、日産卵量及び飼料要求率は、それぞれ鶏群の50%産卵日齢に達した日から1年間における数値である。

② その他の能力

ア 生産・流通段階における破卵の発生を低減するための卵殻強度及び消費者ニーズに応えた卵殻色、ハウユニット、肉斑・血斑の発生率等の改善のための改良を推進する。

イ 長期にわたり高い生産性を維持するため、飼養管理及び衛生管理の改善等により、育成率及び生存率の向上に努めるものとする。特に、生存率の向上は、高い生産性の持続及び鶏の更新コストの抑制にもつながることから重要である。

[注]

- 1) ハウユニットは、鶏卵の鮮度を判定する指標として示されるものである。

- 2) 育成率は、え付け羽数に対する一定の日齢時（生後5か月齢時）の羽数の割合である。
- 3) 生存率は、生後5か月齢時の羽数に対する一定期間（1年）後の羽数の割合である。

（3）その他

① 飼養管理

ア 育成率向上や産卵の持続性の維持等を目的とした飼料設計の改善に取り組む。

イ 卵用鶏の遺伝的能力を十分に発揮させ、生産性の向上を図るためには、鶏を快適な環境で飼養することが重要であることから、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知）、「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け5畜産第1066号）の周知及びその普及を推進するものとする。

② 衛生管理

家畜疾病の発生予防、まん延防止のため、生産者における飼養衛生管理基準の遵守の徹底について指導するとともに、生産農場における衛生管理を向上させる農場HACCPやGAP等の普及を推進する。

（4）増殖目標

鶏卵の需要動向に即した生産を行うこととし、飼養羽数は3,418千羽とする。

5 肉用鶏

(1) 基本方針

多様な消費者ニーズに対応した鶏肉の安定供給を図るため、遺伝的能力の改良の推進と併せて、飼養衛生管理基準の遵守及び飼養管理技術の改善を図るとともに生産コストの低減に努めることとし、能力等に関する目標を国に準じて次のとおり設定する。

(2) 改良目標

① 能力

ア 増体及び飼料要求率等の向上を図り、総合的な経済性を高めることに努める。

イ 育成率については、飼養管理及び衛生管理の改善等により、育成率の向上に努める。

【表】肉用鶏の能力に関する目標数値（全国平均）

区 分	出荷日齢	飼料要求率	育成率	体 重 (参考)
現 在	日 46.5	1.64	% 94.8	g 3,063
目 標 (令和12年度)	46	1.6	95	3,000～ 3,100

[注]

1) 体重は、雄雌の出荷日齢時の平均体重であり、参考値である。

2) 飼料要求率は、雄雌の出荷日齢における平均体重に対する出荷日齢までの期間に消費した飼料量の割合であり、体重1kgを増加させるために必要な飼料量である。

3) 育成率は、農場出荷羽数から食鳥処理場で廃棄された羽数を除いた羽数のえ付け羽数に対する割合である。

② その他の能力

実用鶏の雛の効率的な供給を図るため、母系種鶏の産卵能力の向上に努める。

(3) その他

① 飼養管理

ア 育成率向上や産卵の持続性の維持等を目的とした飼料設計の改善に取り組む。

イ 肉用鶏の遺伝的能力を十分に発揮させ、生産性の向上を図るためには、鶏を快適な環境で飼養することが重要であることから、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知）及び「ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け5畜産第1067号）の周知及びその普及を推進するものと

する。

② 衛生管理

家畜疾病の発生予防、まん延防止のため、生産者における飼養衛生管理基準の遵守の徹底について指導するとともに、生産農場における衛生管理を向上させる農場HACCPやGAP等の普及を推進する。

(4) 増殖目標

鶏肉の需要動向に即した生産を行うこととし、飼養羽数は30,786千羽とする。

6 地鶏「みやざき地頭鶏」

(1) 基本方針

原種鶏である地頭鶏は、特色ある形質を保持しつつ、遺伝的能力の高い個体の選抜・改良に努め、みやざき地頭鶏については、肉質や食味に優れた個体の作出と併せて、飼養衛生管理基準の遵守及び飼養管理技術の改善を図ることとし、能力等に関する目標を次のとおりとする。

(2) 改良目標

① 能力

ア 産卵率、育成率、飼料要求率等の改善を図り、総合的な経済性を高めることに努める。

イ 父系種鶏の繁殖能力の向上に努める。

【表1】原種鶏である地頭鶏の能力に関する目標数値

区 分	産卵率
現 在	39.6 %
目 標 (令和12年度)	50

【表2】斉一性を図るための150日齢目標体重

区 分	♂	♀
現 在	3,230 g	2,270 g
目 標 (令和12年度)	3,300	2,300

ウ 種鶏雌系統（九州ロード）の繁殖能力の向上に努める。

【表3】九州ロードの能力に関する目標数値

区 分	産卵率	卵重量	50%産卵日齢	卵重53g到達日齢
現 在	79.5 %	57.0 g	168 日	201 日
目 標 (令和12年度)	80	53～65	170	200

[注]

1) 産卵率は、25～60週齢のヘンディ産卵率の平均である。

- 2) 卵重量は、25～60週齢の数値である。
- 3) 50%産卵日齢は、鶏群の半数の鶏が産卵を開始する日齢である。

エ 肉質の改良については、消費・流通ニーズに配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- (ア) 特色ある肉質を有する系統を活用するとともに、飼養管理の改善により肉質の向上に努める。
- (イ) 高品質な肉を生産するため、特に在来鶏を活用した実用鶏の普及・定着化に努める。

オ 育成率については、疾病に対する遺伝的な抵抗性の付与、飼養・衛生管理の改善等により向上に努める。

【表4】 「みやざき地頭鶏」の能力に関する目標数値

区 分	体 重	育 成 率	飼料要求率
現 在	g	9 5	3. 3 5
	♂ 3, 8 8 0		
	♀ 3, 0 6 1		
目 標 (令和12年度)	♂ 4, 0 0 0	9 6	3. 3
	♀ 3, 0 0 0		

[注]

- 1) 体重は、雄100日齢、雌120日齢時の平均体重である。
- 2) 育成率は、え付け羽数に対する雄100日齢、雌120日齢時における羽数の比率である。
- 3) 飼料要求率は、雄100日齢、雌120日齢における体重に対するえ付けから雄100日齢、雌120日齢の期間に消費した飼料重量の比率である。

② 改良手法

- ア 特徴ある系統の維持に努め、これを利用した交配種の組織的な造成及び普及を促進する。
- イ 種鶏の適正な血液更新を行い、増体量の向上を基本に、効率的な改良を行う。

(3) その他

① 飼養管理

- ア 育成率向上や産卵の持続性の維持等を目的とした飼料設計の改善に取り組む。
- イ 地鶏の遺伝的能力を十分に発揮させ、生産性の向上を図るためには、鶏を快適な環境で飼養することが重要であることから、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知）、「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け5畜産第1066号）及び「ブロイラーの飼養管理に関する技術的な

指針」(令和5年7月26日付け5畜産第1067号)の周知及びその普及を推進するものとする。

② 衛生管理

家畜疾病の発生予防、まん延防止のため、生産者における飼養衛生管理基準の遵守の徹底について指導するとともに、生産農場における衛生管理を向上させる農場HACCPやGAP等の普及を推進する。

(4) 増殖目標

本県のブランド地鶏として、需要動向に即した生産を行うこととし、素ひな供給羽数は400千羽とする。

7 馬

(1) 基本方針

これまで、飼養管理技術を有した農業者を中心に、複合経営の中で農用馬生産を取り入れた所得向上や、地域農業活性化のために農用馬の振興を図ってきたが、近年、高齢化や後継者不足などにより農用馬の飼養戸数・飼養頭数は減少傾向で推移している。

今後は繁殖雌馬の導入、子馬生産の推進、若手生産者及び後継者の育成支援により安定した農用馬生産と経営基盤づくりを推進する。

また、繁殖技術については、人工授精や適期授精の一層の普及を図ることで子馬生産の拡大に努めるとともに、優良種雄馬利用の広域化により馬肉の高品質化に努める。

肥育技術については、飼養管理技術の向上に努め、消費者ニーズに即した馬肉生産を推進する。

(2) 改良目標

① 能力

生産基盤の強化のため、強健性の向上を図るとともに、環境適応性が高く、性格が温順で飼いやすく飼料利用性の高いものにするに努める。

繁殖雌馬にあつては、受胎率、生産率、ほ育能力、連産性等の繁殖能力の維持・向上を図るものとする。

肥育用にあつては、早熟で発育がよく、産肉能力の高いものとする。

【表】繁殖能力に関する目標数値

区 分	受胎率	生産率
現 在	86%	68%
目 標 (令和17年度)	86.0	68.0

[注]

1) 受胎率は、当年の受胎頭数を当年種付け頭数で除したもの。

2) 生産率は、当年の産子数を前年の種付け頭数で除したもの。

② 体型

体各部の均称の良いものとし、体幅及び体長の増大に努め、産肉性の向上を図るとともに、肢蹄の強健なものにする。

③ 改良手法

日本輓系種の改良素材として活用可能なブルトン種等の外国品種を含む優良な種雄馬及び繁殖雌馬の維持・確保とその適切な利用に努めるものとする。

さらに、優良種雄馬の広域利用や精液の安定供給、超音波診断装置の活用により受胎率を向上させることで、改良の推進に努めるものとする。

あわせて、家畜改良の基礎となる家畜登録制度への馬の登録を推進することで、

血統登録等の頭数を確保し、適切な改良に取り組むものとする。

[注] 日本輓系種とは、ブルトン種やペルシュロン種、ベルジアン種等の輓系馬を掛け合わせて造成された、我が国独自の品種のことである。

(3) その他

① 飼養管理

ア 優れた後継者を育成・確保するため、各種講習会・研修会を開催し、意欲ある農家の育成と技術の向上を図る。

繁殖技術については、発情の早期発見及び適期授精を図ることで子馬の生産拡大を推進する。

肥育技術については、優良素馬の導入、個体管理と飼料の適正給与、肥育成績の収集分析に基づく技術改善に努め、高品質かつ低コストな馬肉生産を推進する。特に肥育期間の適正化に努め、肥育回転率を上げるなど効率的な肥育技術の普及を推進する。

イ 馬の持っている能力を最大限に発揮させ、生産性の向上を図るためには、馬を快適な環境で飼養することが重要であることから、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知）及び「馬の飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け5畜産第1068号）の周知及びその普及を推進するものとする。

② 衛生管理

家畜疾病の発生予防及びまん延防止のため、家畜保健衛生所及び農業共済組合家畜診療所を中心に計画的な予防接種に努めるほか、生産者が飼養衛生管理基準を遵守するための取組を推進するものとする。

(4) 増殖目標

後継者や若手生産者を中心に生産振興を進め、飼養頭数150頭となるよう努めるものとする。

II 計画の期間

令和17年度を目標とする10か年とする。
ただし、鶏においては、令和12年度を目標とする5か年とする。

III 種付け又は家畜人工授精の用に供する家畜及び鶏の雄で優良な血統、能力及び体型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項

1 肉用牛

産肉能力検定事業の推進による高能力の検定済み種雄牛を一般社団法人宮崎県家畜改良事業団（以下、「事業団」という。）に繋養し、家畜人工授精用凍結精液の計画的な製造管理を行い、県内一円で利用していく。なお、種雄牛造成のため、県外からの優秀な遺伝資源を必要に応じて導入する。

また、種雄牛については、本県の財産ともいえる貴重な遺伝資源であることから、事業団による県内を一元とする集中管理体制は継続するが、非常時に備え、複数場所での分散管理を行う。

なお、県有種雄牛から製造された凍結精液は、県内供給を最優先とし、「宮崎県肉用牛改良方針」に沿った利用を行う。

2 豚

県は、優良種豚の増殖と安定した種豚供給を図るため、民間指定種豚場における種豚の供給体制の強化に取り組む。

3 鶏

畜産試験場川南支場において、みやざき地頭鶏の優良な父系種鶏の作出に係る改良を行い、安定的で良質な種鶏供給に取り組む。

IV 家畜改良増殖施設の整備拡充に関する事項

畜産試験場は、本県家畜の育種改良、飼養管理及び先進的な技術研究に対応できる施設として、今後とも一層の機能強化を図る。

特に、衛生対策を強化し、貴重な遺伝資源の保存や地域のモデル施設としての位置づけを確保する。

また、肉用牛改良の基礎となる優秀な種雄牛を管理する事業団については、衛生・防疫対策を一層強化するとともに、種雄牛の分散管理を実施するための施設整備や種雄牛管理部門と産肉能力検定部門の分離を図る。

地鶏「みやざき地頭鶏」改良の基礎となる種鶏雌系統については、畜産試験場（本場）に整備した増殖管理施設の衛生・防疫対策を一層強化する。

V 家畜の能力検定の実施及び改善に関する事項

1 乳用牛

乳用牛群能力検定事業の更なる推進とAT法等による合理的かつ簡易な検定方法について、普及を図る。

また、乳用種雄牛後代検定推進事業により選抜された優良種雄牛を活用する。

[注] AT法とは、従来の検定方法を簡略化したもので、毎月一度、夜と朝の搾乳のどちらか一方に立ち会うことで、1日分の乳量と乳成分を推定するものです。

2 肉用牛

遺伝性疾患のない優秀な基幹種雄牛を作出するため、遺伝子解析を推進するとともに、産肉能力検定（直接検定、現場後代検定等）等を積極的に実施する。

また、育種価評価値（ゲノミック評価値含む）に基づいた産肉能力・繁殖能力に優れた繁殖雌牛群の整備に努める。

3 豚

閉鎖群育種による新たな系統豚の造成には着手しないことから、民間指定種豚場との連携による種豚供給体制の強化、及び育種価を活用した開放型育種を推進する。

VI 講習会、共進会等の開催その他家畜改良増殖技術の改良及び普及に関する事項

1 講習会

家畜人工授精講習会、家畜受精卵移植講習会を開催し、技術者の養成と技術の向上を図る。

2 共進会

家畜改良の審査及び畜産振興のイベント等を行う各種共進会を支援し、家畜改良に対する生産者の改良意欲の向上を図る。

3 家畜改良増殖技術の改良及び普及

家畜人工授精技術、家畜受精卵移植技術及び飼養管理技術について、継続して研究開発に努めるとともに、生産現場における普及を図る。